

福岡県公報

平成19年9月5日
第2724号

目次

告示 (第1641号 - 第1650号)

宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課) 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 2
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 2
解除に係る保安林の所在場所等	(治山課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 3
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 4
公 告		
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 5
意見募集の結果の公示	(畜産課) 6
選挙管理委員会		
直方市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに 対する裁決	(地方課) 6
直方市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに 対する裁決	(地方課)12
直方市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに 対する裁決	(地方課)18

正 誤

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (平成19年福岡県規則第58号) 中正誤24

告 示

福岡県告示第1641号

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(2) 第13653号	株式会社久留米不動産情報センター 代表者 實藤 善一	久留米市諏訪野町2352 - 7
福岡県知事(1) 第14698号	株式会社田村建設 代表者 田村 正幸	うきは市浮羽町浮羽353 - 10

福岡県告示第1642号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 (平成14年福岡県条例第80号) 第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
有限会社クサタケ
- (2) 所在地
宮崎県串間市大字西方6920番地2
- (3) 代表者

代表取締役 草竹 勇人

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年8月20日

4 処分の理由

事業者が、平成19年8月1日付けで、宮崎県知事から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1643号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市八坂342 - 2、348 - 2及び349 - 3から349 - 5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小都市八坂349 - 1

寺崎 則行

福岡県告示第1644号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町緑ヶ浜2丁目1592 - 67、1592 - 140、1592 - 713及び1592 - 1004から

1592 - 1015まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区向野1丁目19番27号

株式会社飯田産業九州 代表取締役 築地 重彦

福岡県告示第1645号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営脇山地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成19年9月5日から 平成19年10月5日まで	福岡市早良区役所入部出張所

福岡県告示第1646号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字大山12の27・12の30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1647号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字求菩提584の1・586の2・592・595の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1648号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アットホーム福祉会

(2) 代表者の氏名

伊藤 義高

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区七隈4丁目23番33号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市及び近郊に居住する知的・精神・身体に障害をもつ者に対し、就労支援・相談に関する事業を行い、障害者の精神的・社会的な自立を促進し、地域社会の保健・福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年8月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ九州株式会社	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年4月14日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,847㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	76

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	53

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	32

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	36.87

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻

マックスバリュ九州株式会社	24時間
---------------	------

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1650号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) スーパーオートバックス大野城店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社オートバックスセブン	東京都江東区豊洲五丁目6番52号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所

株式会社パブリック	福岡市早良区南庄一丁目15番15号
-----------	-------------------

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年4月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,192㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外	116

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外	45

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外	60

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外	26.76

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社パブリック	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 決定又は変更しようとする都市計画の種類

- (1) 大牟田都市計画区域区分
- (2) 大牟田都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成19年10月4日 午後7時から9時まで
- (2) 場所

福岡県大牟田総合庁舎 第3会議室（大牟田市小浜町24番1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 大牟田都市計画区域区分の変更の案の概要
市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。
- (2) 大牟田都市計画臨港地区の決定の案の概要

名 称	位置及び区域	面 積
三池港臨港地区	大牟田市新港町、西港町1丁目、西港町2丁目及び四山町の一部	約343.6ヘクタール

(3) 閲覧

(1)については、平成19年9月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市計画・公園課において、(2)については、平成19年9月5日から同月19日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、福岡県大牟田土木事務所河

川砂防課及び三池港管理出張所並びに大牟田市都市計画・公園課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年9月19日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

福岡県養ほう振興施行細則の一部を改正する規則案について、平成19年6月15日から平成19年7月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成19年8月27日に公布しました。

平成19年9月5日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

農政部畜産課生産係

電話：092 - 643 - 3499

メールアドレス：chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第123号

平成19年4月22日執行の直方市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福岡県直方市大字永満寺2477番地8仲野照明から提起された審査の申立てについて、平成19年8月24日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成19年9月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

裁 決 書

福岡県直方市大字永満寺2477番地8

審査申立人 仲 野 照 明

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成19年6月26日付けで提起された平成19年4月22日執行の直方市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成19年4月23日付けで直方市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年5月18日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の変更をする旨の裁決を求めらるるものである。

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙の開票管理者が、開票立会人に対する職務内容の説明及び周知義務を怠ったにもかかわらず開票事務を執行した行為は、公職選挙法（以下「法」という。）第67条の趣旨に反していると思料される。

開票立会人に対する職務内容の事前説明会が実施されているが、当日の説明会に欠席した開票立会人には、その後、職務内容の説明がなされていない。

2 あたかも開票事務従事者が、投票の審査、点検を行う権限を有しているように解される市委員会が作成した「選挙立会人事務打合せ資料」を、開票立会人に配布するとともに周知させた漫然的行為は、明らかに重大な法令違反である。

また、一括点検方式に関する具体的な詳細説明等は何らなされず、開票立会人が一括点検方式について全く理解していない状況での開票事務においては、万一、開票事務従事者が開票事務に関して不正行為を行った場合、そのことを発見及び阻止することは不可能である。

以上のとおり、開票立会人が投票の点検に際し、その点検方法を錯誤して開票に立ち会ったことは明らかであり、適法に投票の点検が実施されていない開票事務は当然無効である。

3 市委員会は、一括点検方式導入の承認を受けたと主張しているが、関係法令には、一括点検方式の定めは存在しておらず、市委員会が実施した一括点検方式は、形式的にも実質的にも当然無効である。

開票立会人の点検についての法規定の趣旨は、開票立会人において、開票管理者に対し個々の投票の効力につき意見を述べることができる程度に、個々の記載を現実に見て確認し、その効力について検討することをいうと解するのが相当である。たとえば、開票作業の迅速化を図るために一括点検によったとしても、開票立会人が点検できる状態で完全有効票を一括して回覧し、回覧表に確認印等をもらうべきものである。

投票束を有効投票決定箋で巻き込んだ状態で一括点検台に各候補者別に投票束を留め置き、開票終了後に開票立会人を一括点検台に誘導し形式的に投票の点検をさせた後、直ちに有効投票決定箋に捺印させた行為は、開票立会人の意見を述べる機会を剥奪したものであり、法第67条に違反している。

4 開票立会人が、開票状況及び投票を点検しようとしたところ、第一計算係、総点検係、一括点検整理係の開票事務従事者から投票の点検を制止され、他の開票事務従事者から「立会人自席に戻り疑問票の点検を急ぐよう」に促されているが、開票立会人が投票を点検し意見を述べた機会を奪う行為は、法第66条第2項の規定に違反する。

開票立会人が自由に開票行為を点検できない状況であれば、開票事務従事者らが不正に投票用紙の抜き取りや加算、投票用紙の差し替えをすることも可能である。

5 公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）第76条では、点検済みの投票を封印する際は開票立会人とともに封印するように定められているが、開票立会人の立会いもないのに、開票事務従事者が単独で点検済みの投票を封筒に

入れ封緘をした上、開票立会人自席に当該封緘済みの封筒を持参し、開票立会人に押印させた行為は、施行令第76条に違反する。

6 市委員会は、異議の申出の審理において、異議申出人が行った異議申出補充書面による投票の筆跡点検及び紙質点検の申出を認容した後、形式的に短時間で投票の点検を実施している。異議申出人が行った当該申出は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第29条の規定を根拠とする検証の申立てであり、申立てにより検証をする場合には、あらかじめその日時及び場所を当該申出人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならぬとされているにもかかわらず、市委員会は、関係法に精通していない当該申出人に対し点検に立ち会う機会を与えておらず、恣意的に行われた投票の筆跡等の点検は、違法である。

よって、違法な手続により決定された市委員会の当該処分については、当然無効である。

7 市委員会は、「開票作業は、開票事務従事者により厳正かつ慎重に行われており、開票事務従事者の不正はありえない。」と断言するが、申立人の調査で次の事実が判明した。

(1) 本件選挙の候補者仲野照明（以下「なかの候補」という。）の有効投票束は、合計3回断続的に一括点検台に置かれたが、他の候補の投票束は継続して一括点検台に置かれており、明らかに不自然である。また、開票事務従事者のうち、総点検台付近にいた複数の者が、ポケットの付いたブレザーを着用していた。

(2) 候補者別分類係からの任意聞き取りでは、「なかの候補の投票用紙はかなりあった。」と回答している。また、内容点検係からの任意聞き取りでは、「なかの候補の投票は他の候補よりも多かったような気がする。継続的に内容点検をした。投票用紙が途切れることなく運ばれてきた。」と回答した。

(3) 直方市議会事務局長が、昨年1月、なかの候補の住民監査請求を妨害する目的で、指定暴力団を名乗る東京在住の男を使って、なかの候補に圧力をかけている。このような予見できないことを平然と行う職員らが従事していた開票事務は信頼性が乏しい。

以上から、本件選挙に伴う開票事務の自由公正を阻害する法令違反及び不正行為があった可能性を否定できない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと同認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により市委員会から選挙録、投票所投票録、未使用の投票用紙及びその他の関係書類の提出を求め、これらを慎重に調査した。

ところで、当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容・例えば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定・に違法があることである（昭和30年9月29日大阪高裁判決）。

また、法第209条第1項において、当選の効力に関する争訟においても、その選挙が法第205条第1項の選挙無効の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会は、選挙の全部又は一部の無効を裁決してなければならぬとされている。

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項に規定するように、選挙の規定に違反することがあるときであつて、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここで「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき、または直接かような明文の規定がないが、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものとされている（昭和27年12月4日最高裁判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につき、あるいは異なる結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいうものとされている（昭和29年9月24日最高裁判決）。

以上のことを踏まえ、順次申立理由を判断する。なお、本件選挙は、開票事務と選挙会事務が合同で行われたものであるので、審査申立書に「開票管理者」とあるのは「選挙長」と、「開票立会人」とあるのは「選挙立会人」と認めると判断した。

1 申立理由1について

本件選挙の選挙立会人（以下「立会人」という。）については、立会人の届出期限である平成19年4月19日までに21人の候補者から届出があり、くじにより10人が立会人に決定されている。この立会人には、なかの候補が届出た者も決定されている。

市委員会は、翌日の4月20日に市役所において立会人のための事前説明会を開催しており、この説明会には、立会人10人のうち9人が出席しており、なかの候補の立会人についてのみ代理人が出席している。また、この説明会では、資料「選挙立会人事務打合せ」を配付しており、当該資料には、立会人の意義、参会時の注意事項及び市委員会の連絡先、立会人の職務、投票点検の流れ、投票点検の要領、開票所の秩序の保持等について記載されており、市委員会から立会人に対して必要な説明はなされているものと判断される。

また、申立人は、市委員会から欠席した立会人に対して直接説明がなかったと指摘しているが、そもそもなかの候補の届け出た立会人が代理人を事前説明会に出席させたわけであるし、また、事前説明会を行うことは法の定めるところではない。

したがって、法第67条の規定には違反しない。

2 申立理由2、3及び4について

開票手続に関しては、法第61条以下に規定されており、開票管理者（本件選挙においては選挙長。以下同じ。）は、開票立会人（本件選挙においては選挙立会人。以下同じ。）とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならないとされている（法第66条第1項及び第2項）。そして、投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないとされている（法第67条）。ここで、投票の「点検」とは、各投票の効力を決定し、各候補者別に得票数を計算することと解されている。

以上のことを前提に、本件選挙について検討する。

本件選挙の開票事務は、選挙会場において選挙会事務に併せて行われており、本件選挙の選挙会は、平成19年4月22日午後9時から直方市体育館（以下「体育館」という。）において開始された。また、本件選挙は、直方市長選挙（以下「市長選挙」という。）と同時選挙であり、開票作業も併行して行われたため、体育館の東側半分が本件選挙の選挙会のために、西側半分が市長選挙の選挙会のために使用された。両選挙会場には、選挙長をはじめ立会人、開票事務従事者等が参集した。

また、体育館の東側にあるステージ上に報道関係者席が設けられ、体育館の2階の観覧席（ステージがある東側を除く3側面にある。）には、参観人席が設けられた。参観人は、2階の観覧席を自由に移動することができ、開票作業は報道関係者や多数の参観人が四方から注視する中で実施されたところである。

ここで、開票事務における完全有効投票の取扱いは、次のとおりとなっている。

- (1) 直方市内19箇所の投票所から選挙会場に移送された19個の投票箱は、6台の開披台に適宜分配され、各開披台ごとに投票が取り出され混同された。投票は、完全有効投票、無効投票、疑問投票、按分のある投票、点字投票に仕分けられ、完全有効票は第1連絡係により50音別分類係に回付された。
- (2) 50音別分類係に回付された投票は、50音別に分類され、第2連絡係により候補者別分類係の各班（候補者23人を6班集体で分類）に回付された。
- (3) 候補者別分類係に回付された投票は、候補者別に分類され、第3連絡係により内容点検係の各班（候補者23人を6班集体で点検）に回付された。
- (4) 内容点検係に回付された投票は、投票の中に他の候補者の投票、無効投票、疑問投票、按分のある投票及び点字投票が混入されていないか点検され、第4連絡係により第1ビルコン係（候補者23人を3班集体で計数）の各班に回付された。
- (5) 第1ビルコン係に回付された候補者別の完全有効投票は、計数機によって50票ごとに区分され、第2ビルコン係に回付された。
- (6) 第2ビルコン係に回付された候補者別の50票束は、再度、別の計数機により50票であることを確認され、確認後、

50票ごとに輪ゴムで束ねられ、第1計算係に回付された。

(7) 第1計算係に回付された候補者別の50票束は、電算端末機にその票数を入力され、入力により出力された有効投票決定箋（以下「決定箋」という。）を添付の上、総点検係に回付された。

(8) 総点検係に回付された決定箋を付された投票束は、決定箋の記載と投票束の内容が一致しているか、その投票束に他の候補者の投票が混入していないか最終確認された上で、第2計算係に回付された。

(9) 第2計算係に回付された決定箋を付された投票束は、決定箋に印刷されたバーコードにより電算入力され、第1計算係で入力された投票数と突合の上、第5連絡係により一括点検台に候補者ごとに並べられた。

(10) 一括点検台に並べられた完全有効投票については、開票途中は立会人による自由な点検に供され、最後に有効投票決定箋（一括）に選挙長及び立会人の押印を徴している。

以上のことから分かるように、本件選挙における完全有効投票の点検については、いわゆる一括点検方式により実施されている。

一括点検方式は、開票作業の迅速化の要請に応えるものであると思われるが、この方式を採用するかどうかは、市委員会の決定すべき事項である。なお、そのために開票作業の公正性及び正確性が阻害されることとなつてはならないことは当然であり、一括点検方式によつても、立会人の点検を確保する手段を講じるなど何らかの方法により、立会人の点検を現実には確保すべき方法がとられていないものとは解されている。

本件選挙における一括点検方式の実施に当たっては、4月20日の立会人のための事前説明会において、一括点検台に置かれた有効投票については、開票途中、自由に点検してよい旨の説明を行っており、これに対して立会人から異議等もあつていない。

申立人は、開票状況及び投票を点検しようとしたところ、開票事務従事者に制止された旨を指摘するが、これは、疑問票等が立会人席に回付された際に、疑問票等を先に点検するよう立会人に依頼したものであり、各立会人が投票を1枚ずつ点検する疑問票等の点検を円滑に行うためにやむを得ないものと考えられる。なお、その他の場合にまで、立会人の点検が制止されたというような事実は確認されていない。

また、申立人が指摘するように、本件選挙の完全有効投票については、50票の投票ごとに日本工業規格A列5番の大きさの有効投票決定箋で巻き込まれた状態で輪ゴムで束ねられているが、点検は可能であつたと考えられる。しかも、なかの候補の届け出た立会人も含めてすべての立会人が、最終的に有効投票決定箋（一括）に押印をしているところである。

したがって、法第66条第2項及び第67条の規定には違反しない。

3 申立理由5について

施行令第76条により、開票管理者は、点検済みの投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録並びに開票に関する書類とともに市町村の選挙管理委員会に送付しなければならぬとされているが、立会人が選挙長とともに行うのは封じ目に印を押すことであり、点検済みの投票を封筒に入れるのは選挙長の業務であることから、選挙長の管理の下、開票事務従事者により行われた点検済みの投票の封入作業は、同条に違反するものではない。

4 申立理由6について

行政不服審査法第29条第1項の規定は、「審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる」としているが、本項に基づく検証は、あくまでも「場所」を対象とするものであり、場所について審査庁が直接自己の五感作用によって事物の性状・現象を検査し、その結果を証拠資料にする証拠調べであると解されている。

投票の簡易筆跡点検及び紙質点検は、同法第28条に規定する書類その他の物件に該当する投票済みの投票用紙を点検するものであり、「場所」に対する検証ではなく、同法第29条第1項の検証には当たらないため、申立人の主張は採用できない。

なお、申立人は、異議申出段階における再証拠調べに際して、自ら立会いを求めない旨を異議申出補充書面に記載

しているところである。

5 申立理由7について

申立人は、本件選挙において開票事務の自由公正を阻害する法令違反及び不正行為があった可能性を否定できない旨を申し立てている。

そこで、当委員会が調査した結果は、次のとおりである。

まず、本件審査の申立ての前提となる異議申出の審理に当たっては、市委員会は、平成19年5月14日に申立人立会いの上、全候補者の有効投票及び無効投票のすべてについて、投票の再点検を実施している。また、市委員会は、同年5月16日に、異議申出人の申立てにより、当選人のうち「なす和也」「渡辺和幸」「すみた和昭」の有効投票について同一筆跡等の有無を確認するため、職権により再度再点検を実施し、投票に異常がないことを確認している。

当委員会は、上述の市委員会において再点検を実施した全候補者の有効投票及び無効投票（計34,303票）以外の選挙人の投票に使用されなかった投票用紙（以下「未使用の投票用紙」という。）のすべてについて、職権により、市委員会に提出を求め、調査点検した。未使用の投票用紙の調査点検に当たっては、その規格や色等に異常がないか、記入の痕跡がないか等を確認の上、計数機2台を使用し枚数の確認を行った。

本件選挙において市委員会に納品された投票用紙は、全部で50,650枚（うち550枚は予備）であり、未使用の投票用紙は、各投票所からの返還分10,054枚及びその他の未使用分6,293枚の計16,347枚であった。よって、投票に使用された投票用紙34,303枚と未使用の投票用紙16,347枚を合算すると、納品の枚数50,650枚と合致した。また、未使用の投票用紙について、異常等は発見できなかった。

また、なかの候補の得票数について関係書類を調査したところ、2班に分けられた計算係それぞれにおいて端末機の入力状況が分かる資料が一致していることをはじめ、選挙録、開票結果速報はすべて一致しており、選挙録にはすべての立会人により、各候補者の得票数について真正である旨の署名がなされている。

なお、本件選挙に係る開票事務は、「2 申立理由2、3及び4について」に記述するとおり、10人の立会人をはじめ、報道関係者そして多数の参観人が注視する中で整然と行われており、本件選挙において開票事務従事者等により不正が行われたという具体的事実は確認できなかった。

以上のことから、本件選挙において開票事務従事者による不正があったと判断することはできず、これを認容することはできない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

また、本件選挙に関し、選挙を無効とすべき事由も認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成19年8月24日

福岡県選挙管理委員会

委員長	田 辺 俊 明
委員	水 戸 栄 樹
委員	松 永 成 行
委員	伊 豆 善 也

福岡県選挙管理委員会告示第124号

平成19年4月22日執行の直方市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福岡県直方市大字上頓野4387番地大下利道から提起された審査の申立てについて、平成19年8月24日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成19年9月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

裁 決 書

福岡県直方市大字上頓野4387番地
審査申立人 大 下 利 道

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成19年6月26日付けで提起された平成19年4月22日執行の直方市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、異議申出人仲野照明（以下「異議申出人」という。）が平成19年4月23日付けで直方市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年5月18日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の変更をする旨の裁決を求めるとのである。

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙の開票管理者が、開票立会人に対する職務内容の説明及び周知義務を怠ったにもかかわらず開票事務を執行した行為は、公職選挙法（以下「法」という。）第67条の趣旨に反していると思料される。

開票立会人に対する職務内容の事前説明会が実施されているが、当日の説明会に欠席した開票立会人には、その後、職務内容の説明がなされていない。

2 あたかも開票事務従事者が、投票の審査、点検を行う権限を有しているように解される市委員会が作成した「選挙立会人事務打合せ資料」を、開票立会人に配布するとともに周知させた漫然的行為は、明らかに重大な法令違反である。

また、一括点検方式に関する具体的な詳細説明等は何らなされおらず、開票立会人が一括点検方式について全く理解していない状況での開票事務においては、万一、開票事務従事者が開票事務に関して不正行為を行った場合、そのことを発見及び阻止することは不可能である。

以上のとおり、開票立会人が投票の点検に際し、その点検方法を錯誤して開票に立ち会ったことは明らかであり、適法に投票の点検が実施されていない開票事務は当然無効である。

3 市委員会は、一括点検方式導入の承認を受けたと主張しているが、関係法令には、一括点検方式の定めは存在しておらず、市委員会が実施した一括点検方式は、形式的にも実質的にも当然無効である。

開票立会人の点検についての法規定の趣旨は、開票立会人において、開票管理者に対し個々の投票の効力につき意見を述べることができる程度に、個々の記載を現実に見て確認し、その効力について検討することをいうと解するのが相当である。たとえ、開票作業の迅速化を図るために一括点検によったとしても、開票立会人が点検できる状態で完全有効票を一括して回覧し、回覧表に確認印等をもらうべきものである。

投票束を有効投票決定箋で巻き込んだ状態で一括点検台に各候補者別に投票束を留め置き、開票終了後に開票立会人を一括点検台に誘導し形式的に投票の点検をさせた後、直ちに有効投票決定箋に捺印させた行為は、開票立会人の意見を述べる機会を剥奪したものであり、法第67条に違反している。

4 開票立会人が、開票状況及び投票を点検しようとしたところ、第一計算係、総点検係、一括点検整理係の開票事務従事者から投票の点検を制止され、他の開票事務従事者から「立会人自席に戻り疑問票の点検を急ぐよう」に促されているが、開票立会人が投票を点検し意見を述べる機会を奪う行為は、法第66条第2項の規定に違反する。

開票立会人が自由に開票行為を点検できない状況であれば、開票事務従事者らが不正に投票用紙の抜き取りや加算、投票用紙の差し替えをすることも可能である。

5 公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）第76条では、点検済みの投票を封印する際は開票立会人とともに封

印するように定められているが、開票立会人の立会いもないのに、開票事務従事者が単独で点検済みの投票を封筒に入れ封緘をした上、開票立会人自席に当該封緘済みの封筒を持参し、開票立会人に押印させた行為は、施行令第76条に違反する。

6 市委員会は、異議の申出の審理において、異議申出人が行った異議申出補充書面による投票の筆跡点検及び紙質点検の申出を認容した後、形式的に短時間で投票の点検を実施している。異議申出人が行った当該申出は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第29条の規定を根拠とする検証の申立てであり、申立てにより検証をする場合には、あらかじめその日時及び場所を当該申出人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならぬとされているにもかかわらず、市委員会は、関係法に精通していない当該申出人に対し点検に立ち会う機会を与えておらず、恣意的に行われた投票の筆跡等の点検は、違法である。

よって、違法な手続により決定された市委員会の当該処分については、当然無効である。

7 市委員会は、「開票作業は、開票事務従事者により厳正かつ慎重に行われており、開票事務従事者の不正はありえない。」と断言するが、申立人の調査で 次の事実が判明した。

(1) 本件選挙の候補者仲野照明（以下「なかの候補」という。）の有効投票束は、合計3回断続的に一括点検台に置かれたが、他の候補の投票束は継続して一括点検台に置かれており、明らかに不自然である。また、開票事務従事者のうち、総点検台付近にいた複数の者が、ポケットの付いたブレザーを着用していた。

(2) 候補者別関係からの任意聞き取りでは、「なかの候補の投票の投票用紙はかなりあった。」と回答している。

また、内容点検係からの任意聞き取りでは、「なかの候補の投票は他の候補よりも多かったような気がする。継続的に内容点検をした。投票用紙が途切れることなく運ばれてきた。」と回答した。

(3) 直方市議会事務局長が、昨年1月、なかの候補の住民監査請求を妨害する目的で、指定暴力団を名乗る東京在住の男を使って、なかの候補に圧力をかけている。このような予見できないことを平然と行う職員らが従事していた開票事務は信頼性が乏しい。

以上から、本件選挙に伴う開票事務の自由公正を阻害する法令違反及び不正行為があった可能性を否定できない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により市委員会から選挙録、投票所投票録、未使用の投票用紙及びその他の関係書類の提出を求め、これらを慎重に調査した。

ところで、当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容・例えば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定 - に違法があることである（昭和30年9月29日大阪高裁判決）。

また、法第209条第1項において、当選の効力に関する争訟においても、その選挙が法第205条第1項の選挙無効の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会は、選挙の全部又は一部の無効を裁決してなければならぬとされている。

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項に規定するように、選挙の規定に違反することがあるときであつて、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここで「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき、または直接かような明文の規定がないが、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものとされている（昭和27年12月4日最高裁判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につき、あるいは異なる結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいうものとされている（昭和29年9月24日最高裁判決）。

以上のことを踏まえ、順次申立理由を判断する。なお、本件選挙は、開票事務と選挙会事務が合同で行われたものであるので、審査申立書に「開票管理者」とあるのは「選挙長」と、「開票立会人」とあるのは「選挙立会人」と認めて判断した。

1 申立理由1について

本件選挙の選挙立会人（以下「立会人」という。）については、立会人の届出期限である平成19年4月19日までに21人の候補者から届出があり、くじにより10人が立会人に決定されている。この立会人には、なかの候補が届出た者も決定されている。

市委員会は、翌日の4月20日に市役所において立会人のための事前説明会を開催しており、この説明会には、立会人10人のうち9人が出席しており、なかの候補の立会人についてのみ代理人が出席している。また、この説明会では、資料「選挙立会人事務打合せ」を配付しており、当該資料には、立会人の意義、参会時の注意事項及び市委員会の連絡先、立会人の職務、投票点検の流れ、投票点検の要領、開票所の秩序の保持等について記載されており、市委員会から立会人に対して必要な説明はなされているものと判断される。

また、申立人は、市委員会から欠席した立会人に対して直接説明がなかったと指摘しているが、そもそもなかの候補の届け出た立会人が代理人を事前説明会に出席させたわけであるし、また、事前説明会を行うことは法の定めるところではない。

したがって、法第67条の規定には違反しない。

2 申立理由2、3及び4について

開票手続に関しては、法第61条以下に規定されており、開票管理者（本件選挙においては選挙長。以下同じ。）は、開票立会人（本件選挙においては選挙立会人。以下同じ。）とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならないとされている（法第66条第1項及び第2項）。そして、投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないとされている（法第67条）。ここで、投票の「点検」とは、各投票の効力を決定し、各候補者別に得票数を計算することと解されている。

以上のことを前提に、本件選挙について検討する。

本件選挙の開票事務は、選挙会場において選挙会事務に併せて行われており、本件選挙の選挙会は、平成19年4月22日午後9時から直方市体育館（以下「体育館」という。）において開始された。また、本件選挙は、直方市長選挙（以下「市長選挙」という。）と同時選挙であり、開票作業も併行して行われたため、体育館の東側半分が本件選挙の選挙会のために、西側半分が市長選挙の選挙会のために使用された。両選挙会場には、選挙長をはじめ立会人、開票事務従事者等が参集した。

また、体育館の東側にあるステージ上に報道関係者席が設けられ、体育館の2階の観覧席（ステージがある東側を除く3側面にある。）には、参観人席が設けられた。参観人は、2階の観覧席を自由に移動することができ、開票作業は報道関係者や多数の参観人が四方から注視する中で実施されたところである。

ここで、開票事務における完全有効投票の取扱いは、次のとおりとなっている。

(1) 直方市内19箇所の投票所から選挙会場に移送された19個の投票箱は、6台の開剥台に適宜分配され、各開剥台ごとに投票が取り出され混同された。投票は、完全有効投票、無効投票、疑問投票、按分のある投票、点字投票に仕分けされ、完全有効票は第1連絡係により50音別分類係に回付された。

(2) 50音別分類係に回付された投票は、50音別に分類され、第2連絡係により候補者別分類係の各班（候補者23人を6班集体で分類）に回付された。

(3) 候補者別分類係に回付された投票は、候補者別に分類され、第3連絡係により内容点検係の各班（候補者23人を6班集体で点検）に回付された。

(4) 内容点検係に回付された投票は、投票の中に他の候補者の投票、無効投票、疑問投票、按分のある投票及び点字投票が混入されていないか点検され、第4連絡係により第1ピルコン係（候補者23人を3班集体で計数）の各班に回付された。

(5) 第1ピルコン係に回付された候補者別の完全有効投票は、計数機によって50票ごとに区分され、第2ピルコン係に回付された。

(6) 第2ピルコン係に回付された候補者別の50票束は、再度、別の計数機により50票であることを確認され、確認後、

50票ごとに輪ゴムで束ねられ、第1計算係に回付された。

(7) 第1計算係に回付された候補者別の50票束は、電算端末機にその票数を入力され、入力により出力された有効投票決定箋（以下「決定箋」という。）を添付の上、総点検係に回付された。

(8) 総点検係に回付された決定箋を付された投票束は、決定箋の記載と投票束の内容が一致しているか、その投票束に他の候補者の投票が混入していないか最終確認された上で、第2計算係に回付された。

(9) 第2計算係に回付された決定箋を付された投票束は、決定箋に印刷されたバーコードにより電算入力され、第1計算係で入力された投票数と突合の上、第5連絡係により一括点検台に候補者ごとに並べられた。

(10) 一括点検台に並べられた完全有効投票については、開票途中は立会人による自由な点検に供され、最後に有効投票決定箋（一括）に選挙長及び立会人の押印を徴している。

以上のことから分かるように、本件選挙における完全有効投票の点検については、いわゆる一括点検方式により実施されている。

一括点検方式は、開票作業の迅速化の要請に応えるものであると思われるが、この方式を採用するかどうかは、市委員会の決定すべき事項である。なお、そのために開票作業の公正性及び正確性が阻害されることとなつてはならないことは当然であり、一括点検方式によっても、立会人の点検を確保する手段を講じるなど何らかの方法により、立会人の点検を現実には確保すべき方法がとられていないければならないものと解されている。

本件選挙における一括点検方式の実施に当たっては、4月20日の立会人のための事前説明会において、一括点検台に置かれた有効投票については、開票途中、自由に点検してよい旨の説明を行っており、これに対して立会人から異議等もあっていない。

申立人は、開票状況及び投票を点検しようとしたところ、開票事務従事者に制止された旨を指摘するが、これは、疑問票等が立会人席に回付された際に、疑問票等を先に点検するよう立会人に依頼したものであり、各立会人が投票を1枚ずつ点検する疑問票等の点検を円滑に行うためにやむを得ないものと考えられる。なお、その他の場合にまで、立会人の点検が制止されたというような事実は確認されていない。

また、申立人が指摘するように、本件選挙の完全有効投票については、50票の投票ごとに日本工業規格A列5番の大きさの有効投票決定箋で巻き込まれた状態で輪ゴムで束ねられているが、点検は可能であったと考えられる。しかも、なかの候補の届け出た立会人も含めてすべての立会人が、最終的に有効投票票決定箋（一括）に押印をしているところである。

したがって、法第66条第2項及び第67条の規定には違反しない。

3 申立理由5について

施行令第76条により、開票管理者は、点検済みの投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録並びに開票に関する書類とともに市町村の選挙管理委員会に送付しなければならいとされているが、立会人が選挙長とともに行うのは封じ目に印を押すことであり、点検済みの投票を封筒に入れるのは選挙長の業務であることから、選挙長の管理の下、開票事務従事者により行われた点検済みの投票の封入作業は、同条に違反するものではない。

4 申立理由6について

行政不服審査法第29条第1項の規定は、「審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる」としているが、本項に基づく検証は、あくまでも「場所」を対象とするものであり、場所について審査庁が直接自己の五感作用によって事物の性状・現象を検査し、その結果を証拠資料にする証拠調べであると解されている。

投票の簡易筆跡点検及び紙質点検は、同法第28条に規定する書類その他の物件に該当する投票済みの投票用紙を点検するものであり、「場所」に対する検証ではなく、同法第29条第1項の検証には当たらないため、申立人の主張は採用できない。

なお、異議申出人は、再証拠調べに際して、自ら立会いを求めない旨を異議申出補充書面に記載しているところ

ある。

5 申立理由7について

申立人は、本件選挙において開票事務の自由公正を阻害する法令違反及び不正行為があった可能性を否定できない旨を申し立てている。

そこで、当委員会が調査した結果は、次のとおりである。

まず、本件審査の申立ての前提となる異議申出の審理に当たっては、市委員会は、平成19年5月14日に申立人立会いの上、全候補者の有効投票及び無効投票のすべてについて、投票の再点検を実施している。また、市委員会は、同年5月16日に、異議申出人の申立てにより、当選人のうち「なす和也」「渡辺和幸」「すみた和昭」の有効投票について同一筆跡等の有無を確認するため、職権により再度再点検を実施し、投票に異常がないことを確認している。

当委員会は、上述の市委員会において再点検を実施した全候補者の有効投票及び無効投票（計34,303票）以外の選挙人の投票に使用されなかった投票用紙（以下「未使用の投票用紙」という。）のすべてについて、職権により、市委員会に提出を求め、調査点検した。未使用の投票用紙の調査点検に当たっては、その規格や色等に異常がないか、記入の痕跡がないか等を確認の上、計数機2台を使用し枚数の確認を行った。

本件選挙において市委員会に納品された投票用紙は、全部で50,650枚（うち550枚は予備）であり、未使用の投票用紙は、各投票所からの返還分10,054枚及びその他の未使用分6,293枚の計16,347枚であった。よって、投票に使用された投票用紙34,303枚と未使用の投票用紙16,347枚を合算すると、納品の枚数50,650枚と合致した。また、未使用の投票用紙について、異常等は発見できなかった。

また、なかの候補の得票数について関係書類を調査したところ、2班に分けられた計算係それぞれにおいて端末機の入力状況分かる資料が一致していることをはじめ、選挙録、開票結果速報はすべて一致しており、選挙録にはすべての立会人により、各候補者の得票数について真正である旨の署名がなされている。

なお、本件選挙に係る開票事務は、「2 申立理由2、3及び4について」に記述するとおり、10人の立会人をはじめ、報道関係者そして多数の参観人が注視する中で整然と行われており、本件選挙において開票事務従事者等により不正が行われたという具体的事実は確認できなかった。

以上のことから、本件選挙において開票事務従事者による不正があったと判断することはできず、これを認容することはできない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、異議申出人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

また、本件選挙に関し、選挙を無効とすべき事由も認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成19年8月24日

福岡県選挙管理委員会

委員長	田 辺 俊 明
委員	水 戸 栄 樹
委員	松 永 成 行
委員	伊 豆 善 也

福岡県選挙管理委員会告示第125号

平成19年4月22日執行の直方市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福岡県直方市大字上頓野2204番地93瓜生敏弘から提起された審査の申立てについて、平成19年8月24日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成19年9月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

裁 決 書

福岡県直方市大字上頓野2204番地93

審査申立人 瓜 生 敏 弘

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成19年6月26日付けで提起された平成19年4月22日執行の直方市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、異議申出人仲野照明（以下「異議申出人」という。）が平成19年4月23日付けで直方市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年5月18日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の変更をする旨の裁決を求めらるる。

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙の開票管理者が、開票立会人に対する職務内容の説明及び周知義務を怠ったにもかかわらず開票事務を執行した行為は、公職選挙法（以下「法」という。）第67条の趣旨に反していると思料される。

開票立会人に対する職務内容の事前説明会が実施されているが、当日の説明会に欠席した開票立会人には、その後、職務内容の説明がなされていない。

2 あたかも開票事務従事者が、投票の審査、点検を行う権限を有しているように解される市委員会が作成した「選挙立会人事務打合せ資料」を、開票立会人に配布するとともに周知させた漫然的行為は、明らかに重大な法令違反である。

また、一括点検方式に関する具体的な詳細説明等は何らなされおらず、開票立会人が一括点検方式について全く理解していない状況での開票事務においては、万一、開票事務従事者が開票事務に関して不正行為を行った場合、そのことを発見及び阻止することは不可能である。

以上のとおり、開票立会人が投票の点検に際し、その点検方法を錯誤して開票に立ち会ったことは明らかであり、適法に投票の点検が実施されていない開票事務は当然無効である。

3 市委員会は、一括点検方式導入の承認を受けたと主張しているが、関係法令には、一括点検方式の定めは存在しておらず、市委員会が実施した一括点検方式は、形式的にも実質的にも当然無効である。

開票立会人の点検についての法規定の趣旨は、開票立会人において、開票管理者に対し個々の投票の効力につき意見を述べることができる程度に、個々の記載を現実に見て確認し、その効力について検討することをいうと解するのが相当である。たとえ、開票作業の迅速化を図るために一括点検によったとしても、開票立会人が点検できる状態で完全有効票を一括して回覧し、回覧表に確認印等をもらうべきものである。

投票束を有効投票決定箋で巻き込んだ状態で一括点検台に各候補者別に投票束を留め置き、開票終了後に開票立会人を一括点検台に誘導し形式的に投票の点検をさせた後、直ちに有効投票決定箋に捺印させた行為は、開票立会人の意見を述べる機会を剥奪したものであり、法第67条に違反している。

4 開票立会人が、開票状況及び投票を点検しようとしたところ、第一計算係、総点検係、一括点検整理係の開票事務従事者から投票の点検を制止され、他の開票事務従事者から「立会人自席に戻り疑問票の点検を急ぐよう」に促されているが、開票立会人が投票を点検し意見を述べた機会を奪う行為は、法第66条第2項の規定に違反する。

開票立会人が自由に開票行為を点検できない状況であれば、開票事務従事者らが不正に投票用紙の抜き取りや加算、投票用紙の差し替えをすることも可能である。

5 公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）第76条では、点検済みの投票を封印する際は開票立会人とともに封

印するように定められているが、開票立会人の立会いもないのに、開票事務従事者が単独で点検済みの投票を封筒に入れ封緘をした上、開票立会人自席に当該封緘済みの封筒を持参し、開票立会人に押印させた行為は、施行令第76条に違反する。

6 市委員会は、異議の申出の審理において、異議申出人が行った異議申出補充書面による投票の筆跡点検及び紙質点検の申出を認容した後、形式的に短時間で投票の点検を実施している。異議申出人が行った当該申出は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第29条の規定を根拠とする検証の申立てであり、申立てにより検証をする場合には、あらかじめその日時及び場所を当該申出人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならぬとされているにもかかわらず、市委員会は、関係法に精通していない当該申出人に対し点検に立ち会う機会を与えておらず、恣意的に行われた投票の筆跡等の点検は、違法である。

よって、違法な手続により決定された市委員会の当該処分については、当然無効である。

7 市委員会は、「開票作業は、開票事務従事者により厳正かつ慎重に行われており、開票事務従事者の不正はありえない。」と断言するが、申立人の調査で次の事実が判明した。

(1) 本件選挙の候補者仲野照明（以下「なかの候補」という。）の有効投票束は、合計3回断続的に一括点検台に置かれたが、他の候補の投票束は継続して一括点検台に置かれており、明らかに不自然である。また、開票事務従事者のうち、総点検台付近にいた複数の者が、ポケットの付いたブレザーを着用していた。

(2) 候補者別分類係からの任意聞き取りでは、「なかの候補の投票用紙はかなりあった。」と回答している。

また、内容点検係からの任意聞き取りでは、「なかの候補の投票は他の候補よりも多かったような気がする。継続的に内容点検をした。投票用紙が途切れることなく運ばれてきた。」と回答した。

(3) 直方市議会事務局長が、昨年1月、なかの候補の住民監査請求を妨害する目的で、指定暴力団を名乗る東京在住の男を使って、なかの候補に圧力をかけている。このような予見できないことを平然と行う職員らが従事していた開票事務は信頼性が乏しい。

以上から、本件選挙に伴う開票事務の自由公正を阻害する法令違反及び不正行為があった可能性を否定できない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと同認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴し、また、職権により市委員会から選挙録、投票所投票録、未使用の投票用紙及びその他の関係書類の提出を求め、これらを慎重に調査した。

ところで、当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容・例えば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定・に違法があることである（昭和30年9月29日大阪高裁判決）。

また、法第209条第1項において、当選の効力に関する争訟においても、その選挙が法第205条第1項の選挙無効の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会は、選挙の全部又は一部の無効を裁決してなければならぬとされている。

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項に規定するように、選挙の規定に違反することがあるときであつて、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここで「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき、または直接かような明文の規定がないが、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものとされている（昭和27年12月4日最高裁判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につき、あるいは異なる結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいうものとされている（昭和29年9月24日最高裁判決）。

以上のことを踏まえ、順次申立理由を判断する。なお、本件選挙は、開票事務と選挙会事務が合同で行われたものであるので、審査申立書に「開票管理者」とあるのは「選挙長」と、「開票立会人」とあるのは「選挙立会人」と認めると判断した。

1 申立理由1について

本件選挙の選挙立会人（以下「立会人」という。）については、立会人の届出期限である平成19年4月19日までに21人の候補者から届出があり、くじにより10人が立会人に決定されている。この立会人には、なかの候補が届出た者も決定されている。

市委員会は、翌日の4月20日に市役所において立会人のための事前説明会を開催しており、この説明会には、立会人10人のうち9人が出席しており、なかの候補の立会人についてのみ代理人が出席している。また、この説明会では、資料「選挙立会人事務打合せ」を配付しており、当該資料には、立会人の意義、参会時の注意事項及び市委員会の連絡先、立会人の職務、投票点検の流れ、投票点検の要領、開票所の秩序の保持等について記載されており、市委員会から立会人に対して必要な説明はなされているものと判断される。

また、申立人は、市委員会から欠席した立会人に対して直接説明がなかったと指摘しているが、そもそもなかの候補の届け出た立会人が代理人を事前説明会に出席させたわけであるし、また、事前説明会を行うことは法の定めるところではない。

したがって、法第67条の規定には違反しない。

2 申立理由2、3及び4について

開票手続に関しては、法第61条以下に規定されており、開票管理者（本件選挙においては選挙長。以下同じ。）は、開票立会人（本件選挙においては選挙立会人。以下同じ。）とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならないとされている（法第66条第1項及び第2項）。そして、投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないとされている（法第67条）。ここで、投票の「点検」とは、各投票の効力を決定し、各候補者別に得票数を計算することと解されている。

以上のことを前提に、本件選挙について検討する。

本件選挙の開票事務は、選挙会場において選挙会事務に併せて行われており、本件選挙の選挙会は、平成19年4月22日午後9時から直方市体育館（以下「体育館」という。）において開始された。また、本件選挙は、直方市長選挙（以下「市長選挙」という。）と同時選挙であり、開票作業も併行して行われたため、体育館の東側半分が本件選挙の選挙会のために、西側半分が市長選挙の選挙会のために使用された。両選挙会場には、選挙長をはじめ立会人、開票事務従事者等が参集した。

また、体育館の東側にあるステージ上に報道関係者席が設けられ、体育館の2階の観覧席（ステージがある東側を除く3側面にある。）には、参観人席が設けられた。参観人は、2階の観覧席を自由に移動することができ、開票作業は報道関係者や多数の参観人が四方から注視する中で実施されたところである。

ここで、開票事務における完全有効投票の取扱いは、次のとおりとなっている。

(1) 直方市内19箇所の投票所から選挙会場に移送された19個の投票箱は、6台の開披台に適宜分配され、各開披台ごとに投票が取り出され混同された。投票は、完全有効投票、無効投票、疑問投票、投分のある投票、点字投票に仕分けられ、完全有効票は第1連絡係により50音別分類係に回付された。

(2) 50音別分類係に回付された投票は、50音別に分類され、第2連絡係により候補者別分類係の各班（候補者23人を6班集体で分類）に回付された。

(3) 候補者別分類係に回付された投票は、候補者別に分類され、第3連絡係により内容点検係の各班（候補者23人を6班集体で点検）に回付された。

(4) 内容点検係に回付された投票は、投票の中に他の候補者の投票、無効投票、疑問投票、投分のある投票及び点字投票が混入されていないか点検され、第4連絡係により第1ビルコン係（候補者23人を3班集体で計数）の各班に回付された。

(5) 第1ビルコン係に回付された候補者別の完全有効投票は、計数機によって50票ごとに区分され、第2ビルコン係に回付された。

(6) 第2ビルコン係に回付された候補者別の50票束は、再度、別の計数機により50票であることを確認され、確認後、

50票ごとに輪ゴムで束ねられ、第1計算係に回付された。

(7) 第1計算係に回付された候補者別の50票束は、電算端末機にその票数を入力され、入力により出力された有効投票決定箋（以下「決定箋」という。）を添付の上、総点検係に回付された。

(8) 総点検係に回付された決定箋を付された投票束は、決定箋の記載と投票束の内容が一致しているか、その投票束に他の候補者の投票が混入していないか最終確認された上で、第2計算係に回付された。

(9) 第2計算係に回付された決定箋を付された投票束は、決定箋に印刷されたバーコードにより電算入力され、第1計算係で入力された投票数と突合の上、第5連絡係により一括点検台に候補者ごとに並べられた。

(10) 一括点検台に並べられた完全有効投票については、開票途中は立会人による自由な点検に供され、最後に有効投票決定箋（一括）に選挙長及び立会人の押印を徴している。

以上のことから分かるように、本件選挙における完全有効投票の点検については、いわゆる一括点検方式により実施されている。

一括点検方式は、開票作業の迅速化の要請に応えるものであると思われるが、この方式を採用するかどうかは、市委員会の決定すべき事項である。なお、そのために開票作業の公正性及び正確性が阻害されることとなつてはならないことは当然であり、一括点検方式によつても、立会人の点検を確保する手段を講じるなど何らかの方法により、立会人の点検を現実には確保すべき方法がとられていなければならないものと解されている。

本件選挙における一括点検方式の実施に当たっては、4月20日の立会人のための事前説明会において、一括点検台に置かれた有効投票については、開票途中、自由に点検してよい旨の説明を行っており、これに対して立会人から異議等もあつていない。

申立人は、開票状況及び投票を点検しようとしたところ、開票事務従事者に制止された旨を指摘するが、これは、疑問票等が立会人席に回付された際に、疑問票等を先に点検するよう立会人に依頼したものであり、各立会人が投票を1枚ずつ点検する疑問票等の点検を円滑に行うためにやむを得ないものと考えられる。なお、その他の場合にまで、立会人の点検が制止されたというような事実は確認されていない。

また、申立人が指摘するように、本件選挙の完全有効投票については、50票の投票ごとに日本工業規格A列5番の大きさの有効投票決定箋で巻き込まれた状態で輪ゴムで束ねられているが、点検は可能であつたと考えられる。しかも、なかの候補の届け出た立会人も含めてすべての立会人が、最終的に有効投票決定箋（一括）に押印をしているところである。

したがって、法第66条第2項及び第67条の規定には違反しない。

3 申立理由5について

施行令第76条により、開票管理者は、点検済みの投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録並びに開票に関する書類とともに市町村の選挙管理委員会に送付しなければならざるとされているが、立会人が選挙長とともに行うのは封じ目に印を押すことであり、点検済みの投票を封筒に入れるのは選挙長の業務であることから、選挙長の管理の下、開票事務従事者により行われた点検済みの投票の封入作業は、同条に違反するものではない。

4 申立理由6について

行政不服審査法第29条第1項の規定は、「審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる」としているが、本項に基づく検証は、あくまでも「場所」を対象とするものであり、場所について審査庁が直接自己の五感作用によって事物の性状・現象を検査し、その結果を証拠資料にする証拠調べであると解されている。

投票の簡易筆跡点検及び紙質点検は、同法第28条に規定する書類その他の物件に該当する投票済みの投票用紙を点検するものであり、「場所」に対する検証ではなく、同法第29条第1項の検証には当たらないため、申立人の主張は採用できない。

なお、申立人は、異議申出段階における再証拠調べに際して、自ら立会いを求めない旨を異議申出補充書面に記載

しているところである。

5 申立理由7について

申立人は、本件選挙において開票事務の自由公正を阻害する法令違反及び不正行為があった可能性を否定できない旨を申し立てている。

そこで、当委員会が調査した結果は、次のとおりである。

まず、本件審査の申立ての前提となる異議申出の審理に当たっては、市委員会は、平成19年5月14日に申立人立会いの上、全候補者の有効投票及び無効投票のすべてについて、投票の再点検を実施している。また、市委員会は、同年5月16日に、異議申出人の申立てにより、当選人のうち「なす和也」「渡辺和幸」「すみた和昭」の有効投票について同一筆跡等の有無を確認するため、職権により再度再点検を実施し、投票に異常がないことを確認している。

当委員会は、上述の市委員会において再点検を実施した全候補者の有効投票及び無効投票（計34,303票）以外の選挙人の投票に使用されなかった投票用紙（以下「未使用の投票用紙」という。）のすべてについて、職権により、市委員会に提出を求め、調査点検した。未使用の投票用紙の調査点検に当たっては、その規格や色等に異常がないか、記入の痕跡がないか等を確認の上、計数機2台を使用し枚数の確認を行った。

本件選挙において市委員会に納品された投票用紙は、全部で50,650枚（うち550枚は予備）であり、未使用の投票用紙は、各投票所からの返還分10,054枚及びその他の未使用分6,293枚の計16,347枚であった。よって、投票に使用された投票用紙34,303枚と未使用の投票用紙16,347枚を合算すると、納品の枚数50,650枚と合致した。また、未使用の投票用紙について、異常等は発見できなかった。

また、なかの候補の得票数について関係書類を調査したところ、2班に分けられた計算係それぞれにおいて端末機の入力状況が分かる資料が一致していることをはじめ、選挙録、開票結果速報はすべて一致しており、選挙録にはすべての立会人により、各候補者の得票数について真正である旨の署名がなされている。

なお、本件選挙に係る開票事務は、「2 申立理由2、3及び4について」に記述するとおり、10人の立会人をはじめ、報道関係者そして多数の参観人が注視する中で整然と行われており、本件選挙において開票事務従事者等により不正が行われたという具体的事実は確認できなかった。

以上のことから、本件選挙において開票事務従事者による不正があったと判断することはできず、これを認容することはできない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、異議申出人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

また、本件選挙に関し、選挙を無効とすべき事由も認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成19年8月24日

福岡県選挙管理委員会

委員長	田 辺 俊 明
委員	水 戸 栄 樹
委員	松 永 成 行
委員	伊 豆 善 也

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄	行	備考	正	誤
19 ・ 7 ・ 13	2702 増刊①	規則	58	29	上 下	後ろ か			同表第五項中「交通バリアフリー法第2条第7項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項」と、「重点整備地区道路構造基準」を「道路移動等円滑化基準」に改め、同項第一号中

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チユエー株式会社（電話 092-411-8367）



印刷用紙は100%再生紙を使用しています